

(別紙様式4)

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
今治海上保安部宿舍借上（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 小野 雄介 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和7年4月1日	田頭海運（株） 今治市東鳥生町2-7-10	2500001011885	会計法第29条の3第4項 当該場所でなければ、行政事務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される賃貸契約のため。	890,796	890,796	100.00%		
尾道海上保安部宿舍借上（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 小野 雄介 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和7年4月1日	（有）三阪不動産 尾道市東御所町10-1-7	4240002051550	会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	1,008,000	1,008,000	100.00%		
徳山海上保安部宿舍借上（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 小野 雄介 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和7年4月1日	藤原 恭子 山口県周南市河東町6-16-712		会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	1,116,000	1,116,000	100.00%		
小豆島地区宿舍借上（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 小野 雄介 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和7年4月1日	炭山 九十九 香川県小豆郡小豆島町安田甲1680		会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	1,788,000	1,788,000	100.00%		
小豆島海上保安署庁舎敷地借料（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 小野 雄介 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和7年4月1日	小豆島町 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95	3000020373249	会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	2,047,840	2,047,840	100.00%		
小豆島地区宿舍借上（その2）（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 小野 雄介 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和7年4月1日	積水ハウスシャーマン ゾーンPM中国四国（株） 広島県広島市中区小町1番25号	6240001006652	会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	842,040	842,040	100.00%		